

高圧ガス保安技術管理者等届書 提出書類一覧 兼 チェックリスト

提出書類名		選任	解任	様式	
<input type="checkbox"/>	① 高圧ガス保安技術管理者等届書 （法第27条の2第6項、規則第65条、第67条第2項） ・第一種製造者又は第二種製造者（規則第64条第3項に規定される者を除く）は、 <u>前年の8月1日から7月31日までの期間内</u> にした保安技術管理者又は保安係員の選任・解任について、 <u>当該期間終了後、遅滞なく、届出なければならぬ</u> 。	○	○	様式第33の2	
<input type="checkbox"/>	② 保安技術管理者又は保安係員選解任状況一覧 ・選任又は解任の状況については、できるだけ詳細に記載すること。具体的には、氏名、選解任年月日、免状種類、経験年数等を記載すること。	○	○	任意 <small>（参考例あり）</small>	
<保安技術管理者>					
<input type="checkbox"/>	保安用不活性化ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル以上のもの	③ 製造保安責任者免状の写し ・甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状のいずれか	○	省略可	所定様式
		※経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有していること			
<input type="checkbox"/>	保安用不活性化ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル未満の者	③ 製造保安責任者免状の写し ・甲種・乙種化学責任者免状、甲種・乙種機械責任者免状のいずれか	○	省略可	所定様式
		※経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有していること			
<保安係員>					
<input type="checkbox"/>	③ 製造保安責任者免状の写し ・甲種・乙種・丙種化学責任者免状、甲種・乙種機械責任者免状のいずれか	○	省略可	所定様式	
		※ 経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有していること			
		法第27条の2第4項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験（一般則第66条第3項） ① 1種類以上の高圧ガスについてその種類毎の製造に関する1年以上の経験 ② 圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する1年以上の経験 ③ 高圧ガス設備の設計、施工、管理を検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する1年以上の経験を有する者と同等以上の経験			
留意事項	① 保安係員技術管理者代理者の届出は不要。 ③ 代理者については、要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。（一般則基本通達78条関係）				

<申請事業者担当者>

会社名・所属：

氏名（ふりがな）：

電話番号：

e-mail：

<施工等に関する担当者>

会社名・所属：

氏名（ふりがな）：

電話番号：

e-mail：

<参考>

保安技術管理者 事業所の区分別 免状及び経験年数等

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高压ガスの製造に関する経験
<p>一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合にあっては、二百万立方メートル。以下この表において同じ。）以上のもの</p>	<p>甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者</p>	<p>一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガス（液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。）についてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン（直接酸化法によるものに限る。）の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する一年以上の経験</p>
		<p>二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル（液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあっては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。）を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験</p>
		<p>三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験</p>
<p>二 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル未満のもの</p>	<p>甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p>	<p>一 一種類以上の高压ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験</p>
		<p>二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験</p>
		<p>三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験</p>

<参考>

次に掲げる製造施設区分ごとに保安係員を選任する必要がある。

以下の製造施設のうち、該当する製造施設にチェック	
◇	①-1 ナフサその他のパラフィンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-2 ナフサ分解によるエチレン及びプロピレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-3 ベンゼン、トルエン及びキシレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-4 ポリエチレン又はポリプロピレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-5 塩化ビニルモノマーの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-6 塩化ビニルポリマーの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-7 酸化エチレンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-8 アンモニア又はメタノールの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-9 尿素の製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-10 カーバイド法によるアセチレンの製造施設
◇	①-11 電気分解による液化塩素の製造施設
◇	①-12 電気分解による液化塩素の製造施設
◇	①-13 フルオロカーボンの製造に係る高圧ガスの製造施設
◇	①-14 水素以外の高圧ガスの製造（ナフサその他のパラフィンの製造に係る高圧ガス
◇	①-15 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の製造施設（貯槽を設置
◇	①-16 その他の高圧ガスの製造施設

